

騒音・振動測定



私たちの生活環境や健康を健全に保つために、環境基本法、騒音規制法、振動規制法により、環境基準や各種の規制値・許容限度が定められています。

どのような測定がある？

騒音・振動の発生源には次のように様々な種類があり、それぞれの特性や目的に応じた測定を行う必要があります。

- | | |
|----------|----------|
| ・騒音 | ・振動 |
| 道路交通騒音 | 道路交通振動 |
| 鉄道騒音 | 特定工場振動 |
| 特定工場騒音 | 特定建設作業振動 |
| 特定建設作業騒音 | 低周波空気振動 |
| 近隣騒音 | 地盤卓越振動 |

公害行政権限の各市への委任

平成 24 年より、それまで都道府県の管轄になっていた悪臭、騒音、振動の公害行政権限が、各市の長に委任されることになりました。これによりそれまで各都道府県の条例等で定められていた悪臭、騒音、振動の規制値が、市ごとの条例で定められることになりました。なお、市以外の町村についてはこれまでどおり都道府県の条例によって規制されています。

様々な基準と規制

騒音、振動の基準・規制については、

- ・騒音に係る環境基準について（平成 10 年環告 64）
 - ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
 - ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
 - ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- のほか、

次のような特定の発生源について設けられているものもあります。

- ・航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年環告 154）
- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和 50 年環告 46）



地域や時間帯によって基準値が異なります

騒音、振動の基準・規制は、地域や時間によって細かく決められています。

地域は、AA（特に静謐を要する地域）、A（専ら住居の用に供される地域）、B（主として住居の用に供される地域）、C（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）と類型されます。

時間帯は、朝、昼間、夕、夜間のように、24 時間を 4 つに区分することができます。

測定結果を評価する上でこうした基準・規制の状況を正しく把握することが重要です。

法に基づく騒音・振動の測定はもちろん、自主的・試験的な測定など、何でもご相談ください。

測定のご相談、ご用命は

株式会社環境総合リサーチは株式会社建設技術研究所（CTI）グループの一員です。



株式会社
環境総合リサーチ
Environmental Research & Solutions co.,ltd.

e-mail : contact@ctiers.co.jp URL : https://www.ctiers.co.jp/

本社・けいはんな事業所：〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目 3 番 9
Tel.0774-41-0200 Fax.0774-95-6510
中部事業所：〒444-0012 愛知県岡崎市栄町 4 丁目 1 番地
Tel.0564-21-0062 Fax.0564-65-5277
東京事業所：〒135-0016 東京都江東区東陽 6 丁目 5-6
Tel.03-6666-0570 Fax.03-6666-0571